

西粟倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 4年12月20日(火) 午後5:57～ 7:00

2. 開催場所 あわくらホール

3. 出席者

農業委員	事務局
○ 青木英隆	事務局長 萩原 勇一
○ 萩原眞壽雄	事務員 萩原 眞幸光
○ 上山光重	
○ 高木宣美	
○ 神原秀吾	
○ 政久剛志	
○ 井上 誠	
○ 春名光博	
○ 新田 茂	
○ 春名昌美	
○ 田中裕之	
○ 小椋義宣	

4. 議事日程

- ・ 議事録署名委員の選出
- ・ 議案第1号 基盤強化法第19条
- ・ 議案第2号 農地法第4条
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3
- ・ 報告第2号 農地法第18条

5. 議決事項

- ・ 議案第1号 許可 ・ 不許可
- ・ 議案第2号 許可 ・ 不許可

6. 内容

事務局長	それでは、12月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。会長よろしくお願ひします。
会長	お疲れ様です。それでは、本日は、報告事項から入ります。 水稲栽培試験結果報告について、事務局から説明願ひます。
事務局	失礼します。 事前にお知らせしておりましたが、西栗倉村の下土居（●●●氏圃場）において、菌根菌を活用した試験を行いました。その結果について、地方創生推進室の上山参事から説明をお願ひします。
	～説明～ 地方創生推進室長 上山 より
事務局	質問等ありましたらお受けします。
神原委員	食味に違いがあったか。
エーゼロ	同一圃場内での比較をした結果は80点程度でほぼ同じでした。
萩原委員	カメムシ等外注に対する効果はないのか。
サンリット	菌根菌の種類を変えれば可能性はあります。
青木代理	苗箱の際には施肥をしていなかったということだが、培土は使わなかったのか。
神原信	通常通り培土は使用したため基肥は入っています。
事務局	今後の展開についてお聞かせください。
上山参事	3年間実証を重ねてきた。今後も予算を確保して継続的に実施していきたい。
事務局	その他ないようでしたら、5分間休憩を取ります。
	～休憩～
事務局	それでは、議題に移ります。会長お願ひします。
会長	議題にそつて審議していきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。 まず、今回の議事録署名委員の指名をします。今回は、議席番号9番の新田委員と

	<p>10 番の春名昌美委員にお願いします。</p> <p>それでは、事務局から説明をよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>失礼します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染防止に伴い、議案の読み上げを省略する等の議事の一部を簡略化して進めて参りたいと思いますのでご了承ください。</p> <p>では、資料 2 ページ目をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 1 号 P2</p> <p>基盤強化法第 19 条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。今回、2 件の申請がありました。うち新規の設定が 2 件、再設定が 0 件となります。</p> <p>■申請番号 1-21 番（賃貸借） 4 筆</p> <p>利用権の設定をうける者 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>利用権の設定をする者 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>■申請番号 1-23 番（賃貸借） 1 筆</p> <p>利用権の設定をうける者 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>利用権の設定をする者 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p> <p>詳細は、P4～9 に添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>第 1 号議案について、何かありますでしょうか。</p>
<p>（意見聴衆）</p>	
萩原委員	<p>貸し手、借り手の筆跡が同じではないか。それぞれに書いてもらう必要がある。</p>
事務局	<p>指導はしていますが、今後より指導していこうと思います。</p>
高木委員	<p>●●●の賃貸の単価が安いのではないか。</p>
事務局	<p>値段まではこちらで精査しておりません。双方の契約のもとで行うこととなります。</p>
会長	<p>他に無いようでしたら、第 1 号議案についてはご承認いただきました。</p> <p>次に、第 2 号議案について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 2 号 P10</p> <p>農地法第 4 条に係る転用の案件です。</p> <p>■申請番号 25 番 2 筆</p> <p>申請人 西栗倉村●●●番地 ●●● 氏</p>

	<p>本件は、墓地及び参道への転用についてですが、本人の認識不足により、既に墓地の設置が完了しているとのこと。始末書については、P21～22に添付しております。</p> <p>悪意性があるものではないと判断されますので、追認許可の意向を伺うものです。</p> <p>詳細は、11～22 ページに添付していますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
会長	第2号議案について、何かありますでしょうか。
(意見聴衆)	
青木代理	当人には以前から早めに申請を出すよう指導はしていたが、このような事態となった。わからないことがあればもっと農業委員を頼ってほしい。
事務局	今後のためにも、農業委員への相談については徹底していきます。
青木代理	同意書が区長からになっているが、水利組合長でなくてよいのか。
事務局	山間部に位置する畑であったため、水路の認識はなく区長へもっていったのではないかと推測されます。
田中委員	水利組合長は、組織化されていないと同意書への記載はできないのか。
小椋会長	元々は水利権の関係でこのような書類が必要になったと思うが、現在は中山間などで管理されていることから、意義が薄れてきているのではないかと推測される。組織されていないところもあると思うが、引谷では各水路に管理者を設けている。
事務局長	水路組合といったことで行政が管理していることはないので、現地の影響を踏まえて適宜対応していただければと思う。
会長	他に無いようでしたら、第2号議案についてはご承認いただきました。
事務局	<p>■報告事項第1号 P23 農地法第3条の3の規定による相続の届出についてです。</p> <p>■報告番号24番 5筆 相続人 岡山市●●● ●●● 氏</p> <p>詳細は、P24～27に添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
(意見聴衆)	

で終わったら・・・	
会長	他に無いようでしたら、次に報告第2号について説明をお願いします。
事務局	<p>報告第2号 P83 農地法第18条の通知で、利用権設定にかかる合意解約についてです。</p> <p>■報告番号22番 1筆 貸人 西栗倉村●●●番地 ●●●氏 借人 西栗倉村●●●番地 ●●●氏</p> <p>通知書他資料を84ページに添付しております。 以上で説明を終わります。よろしくお願いします。</p>
会長	事務局からの報告が終わりました。何かありますでしょうか。
(意見聴衆)	
で終わったら・・・	
会長	他に無いようでしたら、事務局からその他ありますでしょうか。
事務局	① 農地パトロールのご協力ありがとうございました。集計ができ次第、所有者へ意見聴衆を行っていく予定です。
会長	<p>以上よろしいでしょうか。</p> <p>無いようでしたら以上で、議事を終了します。事務局にお返しします。</p>
事務局長	<p>お疲れさまでした。</p> <p>それでは、閉会の辞を会長代理お願いします。</p>
会長代理	長時間お疲れ様でした。これからクリスマス寒波がくるみたいなので、皆様お気をつけて正月を迎えてください。～閉会～

年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員